

第2回 兵庫県規制改革推進会議 次第

日 時 令和7年3月21日（金）11:00～12:00

場 所 兵庫県庁第3号館6階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第1回会議で継続審議となった事項
 - ・電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し
- (2) 令和6年度報告書（案）について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1 電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直しに向けた整理等

資料2 令和6年度報告書（案）

参考資料1 関係法令（電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し）

参考資料2 関係法令（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し）

参考資料3 令和7年度規制改革に関する提案募集について

第2回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	備考
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事	欠席	
新保 奈穂美	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科准教授	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	委員長
長谷川 尚吾	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会事務局長	出席	
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授	出席	

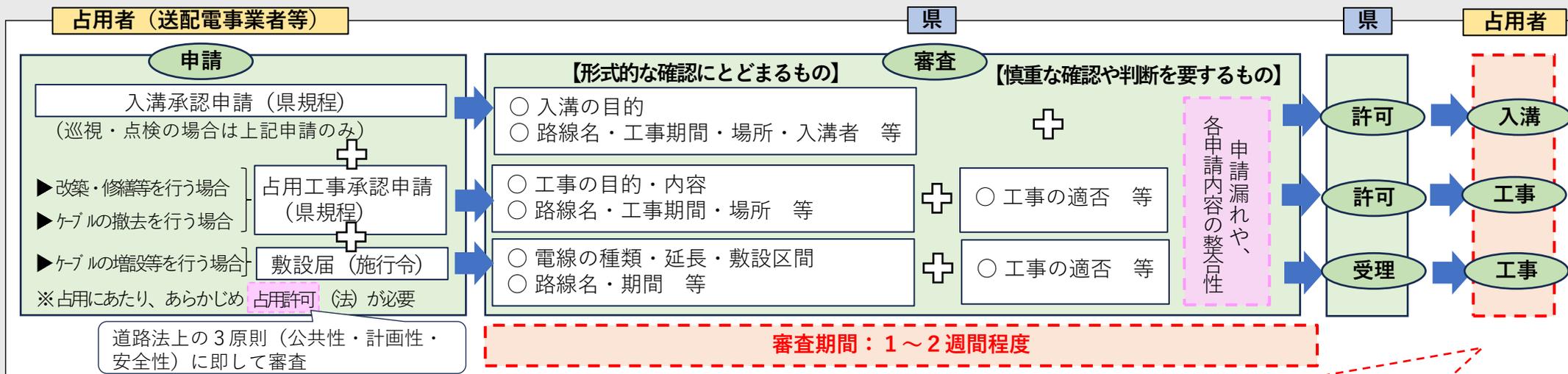
(五十音順)

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
酒井 隆明	兵庫県市長会会長	欠席	
庵途 典章	兵庫県町村会会長	欠席	

電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直しに向けた整理

< 現行手続きの流れと提案者における支障事例 > ※以下において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法を「法」といい、同法施行令を「施行令」、兵庫県電線共同溝管理規程を「県規程」という。



[支障事例(1)]

- ① **小規模な解体工事**の場合、**工期が短く** (数日程度)、**ケーブルの撤去が間に合わず**
- ② 顧客の電気の新規利用において、**申請書類の作成・許可に時間を要し**、顧客の希望日程に間に合わず、**やむなく送電日を変更**

[支障事例(2)]

- ① **電気設備への車両衝突**が生じたものの、周辺の停電がなく、**緊急とはいええない状況**であったため、設備の健全性確認が後日となり、**早期の設備保全に影響**
- ② 解体工事開始後に**ケーブルの残存が判明し**、**申請が必要な事態が急遽発生**

< 届出制に見直した場合の懸念事項 >

- ケーブルの増設等を行う場合、同時提出される**敷設届の内容が**、あらかじめ申請のあった**占用許可内容** (電線共同溝の占用にあたり申請するもので、敷設予定の構造物の内容を計画書として添付) **と齟齬がある場合、入溝許可を保留のうえ占用許可の変更手続きを指導**しており、**その運用をどのように担保するか。**
- **届出内容の不備が事後に判明したり**、届出内容と異なる作業が実施されている場合などに、道路管理者として**入溝禁止命令等の処分行為が法的に可能か。**

届出制を採用する彦根市では、敷設届と占用許可内容の確認や工期調整等のため、**入溝届の提出があった日から1～2週間の期間を要し**、その後「**受理証**」の交付を行ったうえで入溝する運用を実施。

< 対応方針 (案) >

規制・手続きの見直し

届出制へ移行した場合であっても、対象となる者は占用許可を受けた者に限定されるため、**上記懸念事項を解消したうえで**、法第18条に基づき、**他の占有者への意見聴取を踏まえ、届出制への見直しを検討**する。また、**占有者への鍵の貸与**については、**緊急時の対応の必要性から**、届出制へ移行するまでの期間も含めて、**現行の運用を維持**する。

なお、**支障事例(1)・(2)に対する所管課の見解**は以下のとおり。

分類	見解
支障事例(1)	公共施設に関する工事等を行う場合に各種法令等による手続きが生じ、一定の期間を要することは予見できるものであり、 占有者においては、通常の営業活動の中で関係者と調整のうえ、それらの手続きに要する期間を十分考慮し、工期等の設定をお願いしたい。
支障事例(2)	①・②のような事態について、 設備の健全性に影響が生じる可能性がある場合には 、県規程第9条第2項に規定する「 事故又はその他やむを得ない事由 」に含めるものと判断する。 → 事後報告による対応が可能

第1回規制改革推進会議での委員からのご指摘事項に対する回答
(審議項目：電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し)

ご指摘事項(1)：提案者が具体的にどのような点で困っているのかを確認すること

<提案者に聴取>

- 小規模な解体工事の場合、短工期で実施され、申込みから工事着手まで数日程度であることから、解体工事申込み→許可申請→許可を待っていると、ケーブル撤去が間に合わないケースが多い。
- 顧客の電気の新規利用において、申請書類の作成及び許可に時間を要したため、希望日程に間に合わず、顧客に送電日を変更いただいた。
- 電気設備への車両衝突などで、共同溝内の設備確認が必要になった際、周辺が停電していなければ緊急とはいえず、許可申請が必要となったことから、設備の健全性確認が後日となり、早期の設備保全に影響した。
- 顧客の電気利用廃止・家屋解体に伴い、地中電線を撤去する必要があった際、解体日に間に合わず、顧客に解体日を変更いただいた。一例では、解体業者が家屋解体中に引き込みケーブルの残存に気づき、その時点でケーブル撤去に伴う申請を行ったケースがある（架空電線と異なり、地中電線は把握しづらく、ケーブルの残存に気づかないことがある）。

ご指摘事項(2)：県は許可に際し、具体的に何を審査しているのかを整理すること

<所管部局回答>

- 電線共同溝を占有するにあたっては、そもそも電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条に基づく占有許可申請が必要であり、国土交通省の解釈によれば同法第10条に基づく占有許可に際して、条理上の3原則（公共性、計画性、安全性）とともに、道路法第33条に規定する許可基準（占有の期間・場所・物件の構造など）への適合性の審査が必要とされている。これにより、占有者の信頼性が担保されているほか、下請事業者の適正についても、占有者に管理責任を求めることで担保されている。
- また、占有許可を受けた占有者が、電線共同溝への入溝や占有物件の工事・ケーブルの増設等を行う場合には、入溝承認申請のほか、所用の手続きが必要となるが、これらの許可（受理）に際しての審査事項は、以下のとおりとなっている。

手続きの種類		審査事項
電線共同溝に入溝する場合	入溝承認申請	・入溝の目的、路線名、工事期間、場所、入溝者等
占有物件の改築や修繕、ケーブルの撤去を行う場合	占有工事承認申請	・工事の目的、内容、路線名、工事期間、場所等 ・工事の適否等
ケーブルの新設・増設を行う場合	敷設届	・電線の種類、延長、敷設区間、路線名、期間等 ・工事の適否等

※ 巡視・点検の場合は、入溝承認申請のみ必要

※ 巡視・点検以外の場合は、必要な手続きの申請漏れや各申請内容の整合性を確認

【参考：道路の占用許可における条理上の3原則】 (国土交通省 HP「道路占用制度 (3)許可の基準」より)

- ①公共性の原則：特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、公共性の高いものを優先させるべきである（例：高架下の利用について、個人商店よりも公共駐車場や広場の占用を優先）。
- ②計画性の原則：将来の道路計画や都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。
- ③安全性の原則：道路法施行令に規定されていない事項についても、道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保の面から、交通の安全を阻害する占用は現に排除すべきである（例：道路に大きく突き出した看板や日よけ、道路標識や規制標識に似たデザインの看板などの占用は認められない。）。

ご指摘事項(3)：何か問題が生じた際に、どの層（県、占用者、下請業者等）が管理責任を負うのかを示すこと

<所管部局回答>

- 兵庫県電線共同溝管理規程第 12 条第 3 項のとおり、工事等により損害を与えた場合の復旧費はその原因者の負担となる。
例えば下請業者が行った作業が原因である場合は県が緊急対応を行い、その費用については占用者に請求する。
- また、本格対策の実施を占用者に指示することとなる。

【参考：兵庫県電線共同溝管理規程第 12 条】

(費用の負担)

- 第 12 条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用（以下「管理費」という。）は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕費及び宿舍費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占用者がそれぞれ負担する。但し、道路管理者は、この規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認める場合には、占用者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。
- 2 (略)
 - 3 工事等により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第 1 項の規定にかかわらずその原因者の負担とする。
 - 4～8 (略)

ご指摘事項(4)：届出制としている自治体（滋賀県彦根市等）での導入経緯やメリットを示すこと

<所管部局回答>

- 届出制としている彦根市に確認したところ、記録が残っていないため経緯はわからないが、当初から届出制を採用しており、これまで届出制に起因するトラブル等はないとのこと。
- 彦根市においても、届出制を採用しているからといって即日入溝を認めているわけではなく、敷設届の内容と占用許可内容との齟齬の確認や他の占用者との工期の調整等のため、入溝届の提出があった日から 1～2 週間の期間を要しており、その後「受理証」の交付を行ったうえで入溝してもらう運用をしている。